

財務省告示第二百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年五月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（二十年）（第九十 四回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十 六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百二十一億円	四百十九億二千三百十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年五月三十日 額面金額百円につき九十九円五 十 八 銭

十一 利率
 十二 経過利率
 の払込み

年二・一パーセント
 日本郵政公社は、払込金額
 に加え、次の算式により算出
 した金額を第十八号に規定す
 る。日
 に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{71}{365}$$

十三 初期利子

平成十九年九月二十日を
 とし、次の算式により算出
 した金額を支払う。ただし、
 金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次の号及び第十五号において規
 定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎年の三月二十日及び九月二十
 日をそれぞれの日とし、各支払
 期に属する
 利子を支払う。六月間に属す
 る平成三十九年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年五月三十日
 払込期日